

第4章 重点プロジェクト事業

県社協は、今後5年間で、以下の2つの事業に、特に重点的に取り組めます。

- 1 「ストップ！子どもの貧困」ネットワークプロジェクト
- 2 権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト

重点プロジェクト事業は、複数の基本目標をまたぎ、かつ、組織をあげて横断的に取り組む事業として位置づけています。

「ストップ！子どもの貧困」ネットワークプロジェクト

貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、多様な機関・団体等がつながり、子どもの貧困対策に向けた仕組みづくりを推進します。

現状と課題

- 平均的な所得の半分以下で暮らしている18歳未満の子供の割合を示す「子どもの貧困率」は16.3%であり、過去最低を更新しています。(平成25年度国民生活基礎調査：厚生労働省)
- 生活保護世帯の子どもの高校進学率(90.8%)は、全体(98.6%)と比較して低い水準です。
- 静岡県における児童養護施設退所後の進路は、就職が95.6%、大学進学が2.9%であり、進学率は低い水準です。(平成23年度静岡県における児童養護施設退所者への実態調査：静岡県児童養護施設協議会)
- 静岡県の母子世帯を対象とした調査によると、非正規雇用が57.4%、年収200万円以下が52.9%であり、不安定な雇用実態や経済的不安が拡大しています。また、「自分と子どもだけ」の世帯が69.8%を占め、「3世代同居」の24.1%を大きく上回り、地域社会での“孤立化”が懸念されます。(平成26年度母子世帯実態調査：静岡県)

事業内容

- 1 子どもの貧困問題に係る運営協議会の設置（県社協事業中心に協議）
 - (1) 現状やニーズ把握（調査研究）
 - (2) ひとり親家庭の就労支援
 - (3) 社会的養護施設等退所児童に対する就労支援
- 2 モデル事業の直接実施（子どもの居場所づくりや学習支援等）
- 3 入居債務保証事業（*仮称）の実施

年次計画

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 子どもの貧困対策に係る運営協議会の設置		運営協議会			→
調査研究	→				
広報啓発					→
2 モデル事業の実施					
モデル事業(子どもの居場所、学習支援等)の企画検討		モデル事業の直接実施	(中間見直し)		→
				子どもの居場所立上支援	→
3 入居債務保証事業(仮称)の実施					
自立促進事業等の検証		→	入居債務保証事業(仮称)の企画・検証	入居債務保証事業(仮称)の実施	→

求める成果

- 子どもの貧困問題に対し、多様な主体が協議し、連携できる体制づくり
- 子どもの貧困対策（居場所づくり）に係るプログラムの創出及び他地域への普及
- 子どもの貧困問題に係る県民意識の向上

権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト

地域で生きづらさを抱える人が安心して生活するために、権利擁護の充実を目指して、市町（地域）に向けた働きかけを行うとともに、あらゆる機関がつながりをもち、支え合う仕組みづくりを推進します。

現状と課題

- 認知症高齢者の増加、障がい者の地域移行等、地域において何らかの支援を必要とする人が増加しており、判断能力が不十分な人について、成年後見制度や日常生活自立支援事業では対応しきれないことが予想されます。
- 認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行に加え、ひきこもりや生活困窮、障がい、孤立など、生きづらさを抱えた人の課題が顕在化しています。
- 成年後見制度等に係る調査の結果から、県内に権利擁護が必要な人が少なくとも22,000人は存在することがわかりました。また、一般県民のみならず、福祉関係者の権利擁護に対する意識が必ずしも十分ではないこともわかり、権利擁護の充実に向けたより一層の意識啓発が必要です。（平成26年度県社協調査）

事業内容

- 1 障がい者関係団体等の協議の場づくり（推進協議会（仮称）の設置）
- 2 市民後見を見据えた権利擁護体制の構築
 - （1）権利擁護に係る関係機関等の協議の場づくり
 - （2）広域連携による市民後見の体制構築の検討
 - （3）日常生活自立支援事業推進委員会の設置
- 3 社会福祉法人における権利擁護の取組推進

年次計画

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 障がい者関係団体等の連絡会の設置		連絡会の開催	障がい者問題に係る提言		
普及啓発（シンポジウム、PR活動等）					
2 権利擁護関係機関連絡会議の設置		連絡会議の開催			
広域連携による市民後見を見据えた権利擁護体制の検討					
3 社会福祉法人における権利擁護の取組推進					
実態及び意識等の調査			権利擁護に係る取組周知・研修開催		

求める成果

- 成年後見の新たな受け皿づくり
- 利用者の適切な財産管理や権利擁護体制の構築
- 県民の権利擁護活動への参画
- 権利擁護を推進する職能組織（福祉・司法・教育・警察等）や住民組織（自治会等）が連携し一体的に取り組む体制づくり